

Ⅲ 加盟する際のサークル登記及び選手登記について

1. 県連盟主催の大会に出場するには、サークルの登記を必要とする。
2. 登記するサークル名（団体名）と大会に出場する際のチーム名は同一とする。
3. 選手登記の年齢は平成30年4月1日現在とし、かつ石川県内在住者であること。（ただし、中学・高校生を除く） 全国大会等やその予選会には大学生も不可とする。
4. 県連盟加盟登記届は平成29年4月14日（金）までに中島競技副委員長にEメールで提出すること。（アドレスは17ページ参照）
5. 県連盟登記料は個人に対し1人年間500円とし、所属するサークルを通じて年度当初に納入すること。
ただし、年度途中で所属するサークルを替えても再徴収はしないが、該当サークルの追加登記の際、備考欄に既に所属したサークル名を明記すること。なお、小学生は納入を免除する。
（所属するサークルは年間に3サークルまでとしそれ以上は認めない）
6. 県連盟登記料は口座振込みとし、サークル名を明記すること。
7. 年度途中で新たに加盟するサークルは出場する大会の申込期限までに登記すること。また、新たな選手登記も出場する大会の申込期限までに登記し登記料を同時に口座に振り込むこと。
8. 全国大会予選会及び北信越大会予選会に参加する際は公益財団法人日本バレーボール協会（JVA）にチーム登録並びに個人登録が必要となります。登録料は一人1,000円。
（詳細は公益財団法人日本バレーボール協会ホームページ <http://www.jva.or.jp/>）

Ⅳ 各大会実施要領の共通事項

1. 競技規則
2017年度版「公益財団法人日本バレーボール協会ソフトバレーボール競技規則」を準用する。
2. 試合方法
 - ① 県内大会では予選を行い、グループを分けたのちリーグ戦を行う。その後決勝トーナメント戦、あるいはリーグ戦を行う。
 - ② 全国大会や北信越大会等の予選会では予選リーグ戦後、決勝トーナメント戦を行う。あるいはトーナメント戦のみにより実施することもある。
 - ③ 参加チーム数や会場の都合により上記内容を変更することがある。
3. 順位決定方法（リーグ戦）
 - ① 採点・勝率の高いチームが上位（勝者2点、敗者1点、棄権又は没収0点）
 - ② セット率が高いチーム（取得したセットの総数 / 喪失したセットの総数）
 - ③ ポイント率が高いチーム（全試合の総得点数 / 全試合の総失点数）
 - ④ なお、同率の場合は相互の試合の勝チーム
 - ⑤ 棄権試合の勝ちより、直接対戦した試合の結果を優先する。
 - ⑥ 上記判定が不能のときは抽選を行う。
（2セットのみで行われる予選で同率の場合は抽選を行う。またその試合ごとに勝敗を決定する）

4. 参加申込方法

- ① サークル代表者は、所定の様式(Excel)により E メールで各大会の申込締切日までに中島競技副委員長に送信すること。ただし、締切日必着。(期日を過ぎた場合は受理しません) 送付先及び用紙の請求は 17 ページ参照。
- ② 参加申込書の審判委員欄には必ず氏名を記入し、大会運営に全面的に協力をお願いします。
- ③ レクリエーションの部は、登記していないサークルを対象とする。(スポレク大会を除く)

5. 参加料

- ① 大会に参加するチームは、1 チーム について 1,000 円を支払うこと。ただしねんりんピック予選会及び、いしかわスポーツ・レクリエーション交流大会ソフトバレーボール大会の参加料は無料とする。
- ② レクリエーションの部は 1 チーム 500 円当日支払うこと (スポレク大会を除く)
- ③ 参加料は口座振込とし、申込締切日までに振り込むこと。振込者は、サークル名を明記し、17 ページの振込口座へ送金して下さい。

6. その他の留意事項

- ① 下記用紙で a.b は年度始めにメールで送ります。また HP からダウンロードできます。
ただし、c.d.e については各大会前にその都度送付します。
 - a.加盟登記用紙
 - b.スターティング・ラインナップ・シート (目玉)
 - c.大会参加申込用紙
 - d.エントリー用紙
 - e.記録用紙用エントリー用紙
- ② 大会により参加資格条件が異なるので、事前に大会要項を確認すること。
- ③ 全国大会及び北信越大会の予選会においては、審判は 1 チーム制(主審、副審、点示、線審 2 名、記録)で行うので、チーム編成は監督 1 名と選手 5 名以上 8 名までとする。(ただし監督が選手を兼ねる場合、選手は 6 名以上 8 名までとする)
試合時に 6 名に達していない場合は棄権あるいは没収とするが、特例として試合途中でのけが等によるアクシデントで人数が 6 名以下になる場合は (4 名以上で試合が成立していること) 以後の試合を認める。また、それ以後の試合で審判員が不足する場合は各会場の競技委員長 (代行) に速やかに申し出て指示を仰ぐこととする。
- ④ その他の大会においては、審判は 1 チーム制(主審、副審、記録、線審 2 名)で行うので、チーム編成は監督 1 名と選手 4 名以上 8 名までとする。(ただし監督が選手を兼ねる場合、選手は 5 名以上 8 名までとする)
試合時に 5 名に達していない場合は棄権あるいは没収とするが、その場合も責任を持って審判の責務を果たすこと。もし審判員が不足する場合は各会場の競技委員長 (代行) に速やかに申し出て指示を仰ぐこととする。
- ⑤ 主/副審は、ソフトバレーボールリーダー認定者、もしくは県連盟審判委員会関連の審判講習会主副審受講済者が行うものとする。
- ⑥ 同一サークルで複数のチームが参加する場合は、参加チーム名はサークル名にアルファベットで A・B・C…の順に命名すること。
- ⑦ 申込締切後は、いかなる場合であってもチーム間の選手移動は認められない。また、新たにメンバー

を加えることも禁じる。

ただし、欠員が生じた場合の選手補充は、そのサークルに登録されており、どのチームからもエントリーされていない選手を補充する。なお、監督はチームをまたがっての兼務は出来ないが、同一チームでの監督と選手の兼務はできる。

- ⑧ 全国大会等に推薦された場合は、原則予選会にエントリーされた選手で参加すること。また、選手に不足が生じた場合は、既に該当する大会日に開催された予選会（全ての種別）に出場していない選手を補充する。その際は変更を連盟に届け出ること。
- ⑨ エントリー用紙は大会当日の参加選手を記入し、受付に提出。記録用エントリー用紙は、試合ごとに審判に提出すること。参加チームは、チーム名をA4横書きの用紙に記入し、持参すること。またゼッケン（アラビア数字に限る）、監督マーク、キャプテンマークは各チームで用意すること。
- ⑩ 抽選は競技委員会が責任を持って実施するが、希望者はオブザーバーとして同席を認める。
- ⑪ ユニフォーム、ゼッケンは統一したものを使用（アンダーシャツは除く）し、ナンバーは規定の番号を用いること。また、シューズは必ず上履きを使用すること。
- ⑫ 大会中の負傷については一切責任を負わないので、各自の責任において対処(傷害保険等に加入)すること。
- ⑬ 大会当日は駐車場が混雑するので、各サークルで乗り合わせる。また、会場によっては制限することもある。
- ⑭ 競技者（監督・コーチ・マネージャー・選手）及び役員の倫理規定
公益財団法人日本バレーボール協会が掲げている禁止事項に違反した場合は処分を行う。
処分を決定するに当たっては、公平を期すため、当事者の弁明の機会を設け、常任理事会の決議を経て決める。

付記

1. この規定は公益財団法人日本バレーボール協会関係の競技者（選手、チーム、チーム関係者を含む）及び役員（事務局職員を含む）が、それぞれの責務に反し、スポーツ関係者としての倫理に照らして逸脱する行為を行うことにより、他からの疑惑や不信を招き、批判をうけることのないよう予めガイドラインとして禁止事項を示し、注意を喚起することを目的として定める。
2. 競技者及び役員は、当協会の定めた諸規定や決定事項を遵守し、競技規則を守り、常に品位と名譽を重んじつつ、フェアプレーの精神に基づいて他の模範となるよう行動し、バレーボールの健全な普及・発展に努めなければならない。
3. 禁止事項
次に掲げる行為を禁止する。
 - ① 競技者または役員として著しく品位または名譽を傷つけること。
 - ② 当協会が禁止した競技会等に参加すること。
 - ③ 選抜された選手等を代表チームに派遣しないなど、当協会の決定した方針に従わないこと。
 - ④ セクシャルハラスメント、暴力行為、個人的な差別等人権尊重の精神に反する言動をとること。
 - ⑤ 禁止薬物の使用等により、フェアプレーの精神に明らかに違反すること。
 - ⑥ 当協会の事前の了承なく、競技会等の参加または開催のために金品を収受すること。
 - ⑦ 競技における不正行為を期待して、役員、審判、相手チーム関係者等との間で金品を授受することはもとより、事前に接触すること。
 - ⑧ 選手の進路にかかわる所要の手続を経ずして、選手の勧誘、入部、移籍を行うこと。

- ⑨ 選手の勧誘、入部、移籍に関連し、選手にこれらを強要したり、当事者（選手、保護者、指導者、代理人）間において社会通念上良識を越える金品を授受したりすること。ただし、企業等から寄付申し出があり、学校又は後援会等において適切に会計処理がなされた場合はこの限りではない。
- ⑩ 都道府県協会から承認された招待試合を除き、合宿等の交通費、宿泊費などを企業に負担させること
- ⑪ その他著しくスポーツマン精神に反する行為を行うこと。

4. 処分規定

① 処分の内容

3.の禁止事項に違反した場合、競技者にあつては、競技会等への出場及び参加資格の一定期間又は永久の停止あるいはその他の処分、役員にあつては、役員資格の一定期間又は永久の停止あるいはその他の処分を行う。ただし、違反の事実が当事者の故意でなく軽微な場合は、注意又は警告にとどめる。

② 処分の手続き

常任理事会において処分を決定するに当たっては、公平を期すため、当事者の弁明の機会を設けるとともに、必要に応じて適任と認められる者をもって組織する倫理委員会の意見を聴かなければならない。